

霧島ジオパークイメージキャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、霧島ジオパークイメージキャラクター「キリッチ」(以下「イメージキャラクター」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(図柄等)

第2条 イメージキャラクターの基本原型は、別紙1のとおりとする。

(使用の届出)

第3条 イメージキャラクターを使用する場合は、あらかじめ霧島ジオパークイメージキャラクター使用届出書(様式第1号)を霧島ジオパーク推進連絡協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙等に掲げるイメージキャラクターの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 地方公共団体が使用する場合
- (2) 会長が構成員となる団体、及び事務局を所管する団体が使用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (4) その他会長が適当と認めた場合

2 会長は、前項の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合には届出を不受理とすることができる。届出が不受理となった場合、利用者はイメージキャラクターを使用することはできない。

- (1) 霧島ジオパークの信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
- (5) その他会長が不適切であると判断した場合

3 イメージキャラクターの使用は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第4条 イメージキャラクターを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、単色での使用は除く。
- (2) イメージキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 届出において記載した用途のみに使用すること。

(責任の制限)

第5条 使用者がイメージキャラクターを使用することで、第三者等に対して損害または損失を与えた場合でも、霧島ジオパーク推進連絡協議会は、損害賠償、損失補償、その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、イメージキャラクターの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月13日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

霧島ジオパーク推進連絡協議会会長 宛

届出者 住 所
団体名
氏 名

印

霧島ジオパークイメージキャラクター使用届出書

下記のとおり、霧島ジオパークイメージキャラクター（キリッチ）を使用したいので届出ます。

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
4 作成数	
5 連絡先	(担当者氏名) (連絡先)
6 使用計画	

霧島ジオパークイメージキャラクター使用取扱要領第3条第2項各号に該当すると認められる場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

(名称及び代表者名)

氏 名

印

(別紙1) イメージキャラクターの基本原型

